

別記 (二)

謝罪状

今回の争議に依り貴所に對し多大の迷惑を相掛け甚だ遺憾に存し奉り候  
就ては今日の争議解決するに當り私等共悉く争議圈を解散致し貴所に對し誠意を  
以て謝意を表明して今後雨か斯様御事致す間敷く誓言任し候

山田 英吉印  
佐藤 四郎印  
藤田 吉五郎印  
森澤 六造印  
吉井 伊三郎印  
繁田 文子印  
中山 しの子印

村田 文泉閣殿

念  
✓

勞秘第六三三號

昭和四年三月二十六日

警視總監 宮田 光雄



國務大臣望月圭介殿  
社會局長官殿  
大阪神奈川各府縣知事殿

國文社印刷工場労働争議發生ニ関スル件

要旨

(一) 國文社印刷工場男女労働者九十五名ハ待遇改善ヲ要求シ三月廿日罷業  
(二) 事業主三月廿三日一部容認スル旨回答シテモ労働者側ハ態度未定

標記工場ニ労働争議發生シタルが其狀況尤記之通りニ

4. 3. 29  
第 〇 〇 〇 〇